

平成 29 年度第 2 回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日時 平成 29 年 7 月 19 日（水）15:00～17:00
- 2 場所 大阪府庁本館第 2 委員会室
- 3 出席委員 岡田委員、後藤委員、善野委員、丹羽委員、東島委員
- 4 議事概要

(1) 開会

(2) 審議

ア 基本方針 3 について

- 資料 1 「基本方針 3《障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します》」及び参考資料 1 「基本方針 3」により、事務局から説明。

- 質疑応答

(委員)

支援教育に関しては、大阪府が全国に先駆けて様々な取組みを進めていることに感謝する。

特に昨年度は、大阪市立特別支援学校が大阪府に移管されたことにより、大変だったと思う。その内の一つとして、指標などの様々な数字が下がってきたことに関しては理解している。来年度以降、良い方向に進むよう頑張っていたきたい。

自立支援校と共生推進校について、十数年前から調整し進めてきたと思う。この 10 年で、全国的にも障がいのある子どもたちが高校で学ぶ機会が増えてきた。静岡県では、高校の中に支援学校を設置したり、隣の兵庫県では、支援学校の分校を高校の中に作ったりしている。高校を新たに作る時に高校と支援学校を一緒につくり、校長は一人で制服も同じにするなど、思い切った工夫をしているところもある。大阪府でも、先陣を切って行ってきたので、障がいのある子どもたちが高校の生徒と一緒に学ぶことができる機会を充実させていきたい。

次に、特別支援学校教諭免許の保有率について、高等部の子どもたちが増える中で、高等部の先生方もかなり増えている。心配しているのは、高等学校の教員を養成する大学において、特支の免許状を発行する大学がほとんどないことである。この点に関しては全国的な課題であるため、文部科学省が最終的にどのような手段を作るのか見えないところだが、府としてどのように考えているか。

また、個別の教育支援計画について、小・中学校の教員においても、次期学習指導要領に障がいのある子どもたちに限らず、障がいの可能性のある子どもたちを含めて、「『個別の教育支援計画』の作成に努めること」と記載がある。今までは「必要に応じて作成すること」としてきたが、今回はかなり強く言っている。通常の学級の先生方も、このことについて知っておかなければならないという状況の中で、高校も含めて理解が充分ではないと思う。強く発信していかなければと思う。このことについてど

う考えているか。インクルーシブ教育システムの話をするときに、中学校の通常学級の先生方に頑張っていたかかないと、どんどん支援学級や支援学校で子どもたちが増えていくという状況になってしまうので、通常の学級の先生方の力量アップを考えていただきたい。

(事務局)

免許保有率だが、現在、全国的にもかなり低い状況である。平成 32 年には文科省も 100%の所持をめざすと言っているが厳しい状況にはかわりない。この状況に鑑み、認定講習について受講枠の拡大を図っている。国事業を活用した第 2 認定講習では、枠を 200 名から 300 名に拡大することを文科省にもお願いしたところである。教員採用面では、平成 27 年から保有要件を課して加点を行ったり、平成 30 年度からは、中学校と支援学校中学部と支援学校高等部を分けた出願を受け付けたり、併願も可能だが、専願なら優先採用するというインセンティブを与えている。免許を保有していない場合も受験可能だが、3年以内には必ず取得を求めるといった形で、採用面での取組みを前進させてきた。放送大学の活用等も含めて 100%の保有に近づけていきたい。

個別の教育支援計画だが、平成 28 年 3 月に、個別の教育支援計画のリーフレットを作成し、配慮を必要とする全ての幼児・児童・生徒の支援であることを明記して、通常学級においても作成が促進されるよう取組みを進めてきた。次期学習指導要領の中でも、通常の学級に発達障がい等の支援が必要な児童・生徒が多数在籍していることを前提として、教科指導の手立てを工夫していくことが求められているため、個別の教育支援計画や個別の指導計画は、通常の学級においても、重要な支援ツールであると認識している。作成意義や趣旨については、これまでも、市町村教育委員会等を通じて啓発してきた。引き続き、支援学校のセンター的機能を発揮すること等により広く周知するとともに、市町村教育委員会と連携し、学校訪問や研修会等を通じて、小・中学校の教員の理解・啓発をさらに進めていきたいと考えている。

(委員)

特に、個別の教育支援計画に関しては、合理的配慮を提供しないことは障がい者差別にあたることから、作成・活用が求められている。本人・保護者と同意した合理的配慮の内容については個別の教育支援計画に明記していくことになるとおもうので、よろしく願います。

(委員)

就労支援コーディネーターの具体的な動きを教えてください。これは平成 28 年で終わりか、継続しているのか、拡大しているのか。

(事務局)

就労支援コーディネーターの国事業については、平成 28 年度までの3カ年で実施しており、昨年度で3カ年が終わったところ。就労支援コーディネーターの役割については、これまで学校ではなかった外部人材のノウハウや発想で、授業の改善、教員の就労支援のスキルアップなどをめざすため配置された。具体的には、ビジネスマナー講座を実施して、生徒が働くことについて考える機会を設定してきた。また、生徒の実習先の企業開拓を実施していただいた。例をあげると、高槻支援学校では、接客やビジネスマナーの校外検定を実施して、就労支援コーディネーターが審査員となり、生徒のスキルを上げるなどを実施しており、平成 27 年度の就労率が 17.8%であったものが、平成 28 年には 32.4%に上がった。就労率については全国的に低い状態ではあるが、一方、就労を希望する生徒の就労率は非常に高く9割を超えている。国事業は終了したが、今後、各支援学校において、できるだけ早い段階から就職を希望する生徒を増やしていくというような事業を取り入れて、就労率の向上につなげたいと思っている。

(委員)

就労を希望したら就職できると思っていいということか。

(事務局)

支援学校に職業コースを設置しているので、就労を希望すれば、そこでの授業を受けるなど、かなり高い確率で就労はできるかと思われる。保護者の就職希望がないということが裏側にある。2～3年間は就労支援B型の事業所などで働いた後、就労しているようなこともあり、高校卒業時の就職にはつながらないが、何年か訓練した後に就職しているという実態もある。

(委員)

就労支援コーディネーターの役割を聞かせていただくと、外部人材の活用ということで、支援も多様になった気がした。事業は終わったとしても、コーディネーター的な動きをする人材の発掘や配置を検討いただきたい。

意見だが、通常学級に在籍する発達障がい等のある子どもへの支援として、「わかる・できる授業づくり」という資料を見せていただいたが、支援が必要な子どもへの授業づくりのノウハウが、すべての子どもにとって必要なノウハウなのだということがまとめられている。この資料をより広めて「わかる・できる授業づくり」に努めてもらいたい。

(委員)

次期事業計画の方向性に関わって、インクルーシブ教育システムの構築の話があったが、今後はインクルーシブ保育というものの必要性が出てくると思う。進まない理由にバリアフリー施設とともに意識の問題がある。特に意識の中でも大きなものが保護者の意識。私の勤める大学に難聴の学生がおり、ある聴覚支援学校の幼稚部に自分の体験を講演に行くという依頼を受けた。保護者と教員に今の姿で語るということは説得力があり、2時間の講演により、保護者からは「我が子にこのような未来がある」とカづけられたということがあった。これは、キャリア教育にもつながっていくと思う。この学生は難聴2級でありながら、ネットで自分のことについて説明したり、テーマパークでアルバイトをしたり、自分で切り開いてきたという現状を話した。

さまざまな研修も広がっており、支援教育課としての努力も並々ならぬものだと思う。切れ目のない施策と言われているが、これは必ずしも貧困問題に関わらず、支援教育でのことも含めて、府で育った障がいのある学生が、母園や母校に語りながら、その姿を伝えていくのも重要な研修になるかと思う。外部講師も有効ではあるが、より近い存在の先輩が話をするという取組みが、切れ目のない支援の一例として加えさせていただいた。

(委員)

将来推計で知的障がい児童・生徒数が増加しているのはなぜか。

(事務局)

子どもの全体数が減少している中で、支援を必要とする子どもの数が増えている原因だが、一つは平成19年に学校教育法が改正され、「特殊教育」と言っていた教育から「特別支援教育」に変わった中で、「発達障がい」という概念が入ったことにより、これまで潜在していた児童・生徒が顕在化した。また、比較的軽度の障がいの子どもの数が増えている。さらに、乳幼児健診などで早い段階で発育の状況が分かるという中で保護者の関心が高まっている。こういったところが影響していると思われる。

(委員)

指標23（小・中学校の通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合）で、高等学校はどうなっているのか。府立高校に障がいのある生徒が入ってくることもあると思う。

(事務局)

支援学級から高等学校に進む生徒も増えている。自立・共生の学校をまわると自立・支援コースの生徒以外にも、進学する生徒が増えているのが実情。

(委員)

そういった高校では、計画を作っているのか。

(事務局)

個別の教育支援計画については、高等学校でも作成するよう以前から指導している。現在、全体で 60 数%になるが作成されている。

(委員)

大阪府の場合には、本人が希望すれば受け入れてもらえると思っていいか。

(事務局)

入学選抜を受けて合格すれば、障がいの状況関係なしに入学して、実際に学習している。

(委員)

京都大学でも、昨年、24 時間対応が必要な筋萎縮症の学生が入ってきて、みんなに勇気を与えている。その子が出身県で高校に受け入れてもらうのに非常に苦労したということがあった。大阪府はどうなっているかと思った。

また、大学では、発達障がいのほかに LGBT（性的マイノリティー）も増えてきており、何らかの支援が必要となってきた。例えば、寮の風呂やトイレなど分けて作ったり、名前の呼び方を配慮したり、そういうことに対する支援は行っているのか。

(事務局)

府立高校でも行っており、名簿や更衣場所や授業の展開など、できるだけ配慮して生活しやすい環境づくりに努めている。

(委員)

そういったことは、高校くらいから意識するものなのか、それとも小・中学校からあるものなのか。

(事務局)

小学生、中学生も発達段階により当然ある。ただし、今の直面している課題は学年や年齢に限ったことではないので、配慮は必要であるが、子どもの発達段階によって周りの理解が異なるため、慎重に対応する必要があると考えている。

(会長)【審議のまとめ】

大阪が全国に先駆けて支援教育を推進している。大阪市立特別支援学校の移管もあり、数字が下がっているところもあるが、是非、頑張っていたきたいということ、自立・共生推進校のことにも触れ評価をいただいた。全国に先駆けて、取組みが進んでいることもあるが、免許保有率では厳しい状況でもある。特に高等部のことが気付きであるという質問に対して、認定講習の枠の拡大や採用条件で工夫をされていると回答であった。個別の教育支援計画については、学習指導要領で作成に努めることと強調されているという指摘もあり、教員の理解の大切さを指摘された。このことについての回答として、支援学校のセンター的機能として、様々な場面で啓発を進めていくという回答であった。

就労支援コーディネーターの動きについて、教員にはない非常に多様なスキルを提供し、それを活かして手厚い就労支援をお願いしたい。通常学級に在籍する発達障がいのある子どもへの支援として、「わかる・できる授業づくり」を多くの学校に広めてほしい。

インクルーシブ教育という後期の政策に関わる動向として、重要性・方向性を示された。教員が学んでいく機会の一つとして、支援学校を卒業したより身近な先輩の語りが、子どもや保護者、教員への何よりの研修になるのではないか、インクルーシブ教育の大きな原動力になると紹介いただいた。

なぜ支援が必要な子どもの数が増加しているのかということについての質問があった。発達障がいというものの考え方や早い段階で保護者が気づいて、その子の持っている本来の力を伸ばしたいという意識から増加しているという説明があった。高等学校における個別の教育支援計画についての指摘は、小・中学校では100%になっているが、高等学校もより広げていくべきではないかという指摘であった。LGBTの子どもへの支援について、小・中・高等学校の状況の説明があった。性の多様性についての教育や、子どもへの支援を今後考えていく必要があるという指摘であった。

イ 基本方針4について

- 資料2「基本方針4《子どもの豊かでたくましい人間性をはぐくみます》」及び参考資料2「基本方針4」により、事務局から説明。
- 質疑応答

(委員)

まず、歴史に関しては、特に大阪は近隣の国とのつながりが深いので、さまざまな博物館の展示だけでなく、近隣の国と近い保護者の方々もいるので、領土問題等は難しい点もあるが、しっかりと我が国の主張を言った上で、それぞれの方々への思いも聞

くというように進めてほしい。

昨年から、18歳の子どもたちが選挙権を得るようになったので、高校で参政権について指導する中で、18歳から20歳までの選挙率が20歳以上と比べ高くなった。やはり、学校教育で扱うことの重要性を改めて感じた。今まで選挙に行かないと思っていた若い世代が指導することによって変わっていったことに、改めて学校教育の重要性を感じた。昨年に引き続き指導してほしい。

不登校については、小・中学校の状況が目立っており悪化している。これは全国的な傾向である。特に、中学校は思春期であったり入試があったり悩むことがあるのは分かるが、最近気になるのが、小学校段階での不登校である。小学校の教員が、不登校に対する指導があまり得意でないということもあり、長ければ1年半近くも学校に行けていないという子どもがいると聞く。対応が後手になっている。不登校においては、小学校でも中学校でも素早い対応を進めてほしい。

(事務局)

指摘のとおり、中学校のみならず小学校の不登校の問題は、非常に重要な喫緊の課題と捉えている。点検評価結果の資料と少し離れるが、小学校、中学校のそれぞれの事業については、今年度から統合する形で、小・中学校合わせ中学校区を単位に、中学校と小学校が連携協力して、問題行動や不登校の問題等、様々な子どもに関わることについてのケアを小・中学校のお互いのノウハウを交流できるよう取り組んでいる。また、併せて支援人材に加えて、スクールソーシャルワーカー等の活用、小学校の場合は本人の課題よりも、保護者が抱えている背景や課題によって登校し難い状況があり、結果として登校し難い状況が一定継続することにより、休むことに慣れてしまう。気づきが遅くなれば、長期化する可能性があるという問題があるので、保護者支援という観点と、中学校区で小中学校が連携して取り組むという観点について、今後も取り組んでまいりたい。

(委員)

2点質問がある。まず、政治的教養を育む教育について、具体的な内容や講座数などを教えてほしい。

次に、生徒指導上の課題に対する支援について、チームの支援体制として具体的にどのような体制で支援を行っていて、またどのような成果があったのか。

(事務局)

政治的教養を育む教育については、5単位時間以上で実施している。1単位は知識・理解について、教科書を基に学習することになっている。残りの時間は、実践的な内容に関することになっており、一番多いのが模擬選挙51.9%で半分以上の学校で行わ

れた。次に多かったのがディベートで、具体的な課題について討論する取組みを行い、理解を深めていくことであった。また、4割を超える学校では、地域の市町村の選挙管理委員会と連携して、選管担当者が学校に来たり、一緒に取組みを行ったりすることがあった。

(事務局)

支援人材については、様々な方に学校に来ていただいている。臨床心理士いわゆるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、校長OB、地域人材などがある。この支援人材の方々が、教員と一緒に子どもと関わったり、時には保護者への支援、また教員への助言などを行ったり、いい結果をもたらしている事例が上がっている。特に、校長OBについては、管理職が相談しやすく役立っていると聞いている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーもそれぞれの専門性を持って関わりを持っているが、カウンセラーやソーシャルワーカーではなくスクールであり、学校への理解や教員への理解、連携の取り方など難しさがある。また、地域との関わりについては、年齢、性別様々であるが、地域人材の方に応援していただくことで、学校が元気になる、また子どもが元気になる。それぞれの専門性はあるが、いろんな形で相互作用が期待できる。

(委員)

政治的教養を育む教育については、是非、好事例を発信しながら、特に具体的なアクティブ・ラーニングにつながるような模擬選挙やディベートなど社会に開かれた学習を進めてほしい。18歳から20歳で指導をすれば投票に行く割合が高くなるので、政治的教養を育む教育を表面的また一面的に捉えてしまうのではなく、自分の住んでいる地域や国をどうしていけばいいのかという教養について、より力を入れてほしい。

2つ目の支援人材の説明を聞くと、後期計画の課題にもつながるかと思うが、チーム学校と言われているように、学校で教員だけが全ての問題を抱え込むということではなく、いろんな人材により、子どもの育ちを支援する大切さが見えてくる取組みではないか。是非、より拡大をして、各学校の課題に応じて支援をするよう要望する。

(委員)

指標36(いじめの解消率)について、いじめの解消の定義は何か。

(事務局)

平成25年10月に文部科学大臣決定、そして最終改定が平成29年3月に、いじめ防止等のための基本的な方針が出されている。その中に、いじめの解消にあたる記述がある。当然のことながら、単に謝罪をもって解消ではない。ポイントが2つあり、

まず1つ目は、いじめにかかる行為が止んでいること。心理的また物理的な影響を与える行為が止んでいることが相当期間続いているという条件がある。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安にするということが一つのポイントになる。もう1点は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認できているかどうか。本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認して、この2点が整っているかどうか見て、解消しているかどうかを判断している。

(委員)

いじめの解消率はあるが、不登校に対しても、不登校解消率はあるのか。

(事務局)

不登校の実数については、年間の欠席日数で計るので、不登校の状態から解消して学校に登校できた人数の計算の仕方ではない。欠席日数は積算なので、もちろん解消したかどうかは教育の目標ではあるが、解消率としてはまとめていない。

(委員)

せっかく、いい取組みを行っているので、どの程効果があったのかどうかを知りたいと思った。

(委員)

中学校の暴力行為について、平成26年度から改善傾向にあり、学校の教員の努力が実を結んでいることに感謝している。重点取組23(いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化)を見ると、本当に多岐に渡って取組みをしているのが分かる。一方で、暴力行為や不登校の件数が、未だ多い気がする。この数値には表れないが、いろいろな問題を抱えている子どもがいると考えられる。その中で、具体的取組84(児童・生徒等に対する学校相談体制の充実)について、府内の全中学校にスクールカウンセラーを配置しており、素晴らしいと思う。しかし、この記載内容であれば、評価は「○」と思うが、記載には「教育相談体制の充実」とあることから、次期事業計画の5年では、カウンセラーの配置の先にある「充実」を是非検討してほしい。子どもを取り巻く環境は様々であり、スマートフォンによるトラブルなど、いつも隣り合わせである。こういった教育上の諸問題は、低年齢化、多様化、複雑化しており、それが小学校の暴力行為や不登校の上昇に結びついていくと思う。教員は一生懸命取り組んでいるが、教員だけではどうしてもできないことがある。地域を巻き込んだり、保護者へのカウンセリングや他機関へのコンサルなどができるカウンセラーの質的、量的な充実を是非要望したい。

(委員)

先ほどの基本方針3（一人ひとりのニーズに応じた支援）では、入学前の施設から小学部への引継ぎ率という割合が出ていた。今回の項目では、小・中学校の不登校やいじめに関する引継ぎ率は出ているのか。

(事務局)

当然、引継ぎは行われて配慮が必要な場合、家庭的な背景が様々であり、全てのケースにおいて引継ぎがされていると理解している。統計上は見えてこないと理解いただきたい。

(委員)

中学校区を一つのエリアとして捉えるような説明があったので、当然、引き継がれているとは思いますが、引継ぎによって中1ギャップにおける解消率が高まったという好事例が今後も広がってほしいと思い、再確認した。

(事務局)

引継ぎというのを、単に書類上や会議1回だけなどではなく、小学校卒業前の一定の時期から、中学校に入学した後の時期まで、幅を持たせながら保護者や兄弟関係まで広げて情報を持つことができるように、丁寧に引継ぎを行っていく。

(会長)【審議のまとめ】

子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育全般について評価できるという意見だった。また18歳選挙権について、高校段階で指導することにより投票率も高くなるという事例を元に、高校段階での指導をさらに引き続き行ってほしいという要望が出された。また、不登校の問題については、特に小学校段階での不登校について対応が後手に回るケースが多いのではないかと指摘があった。これに対して、中学校区で交流しながら、スクールカウンセラーやスクールカウンセラーなどが校区で連携しながら、チーム学校として解決を図っていくという回答を得た。チーム学校はこれからの課題でもある。また、大阪府内で小中一貫教育が大きな広がりを見せている。小中連携ではなく小中一貫教育に取り組んでいく機運も感じられる回答であった。

政治的教養を育む教育の重要性について、好事例を質問したところ、アクティブ・ラーニングの学びであったり、社会とつながっていくような市町村の選挙管理委員会を呼んで社会に発信したり、社会から学んでいくような教育ができていますので、是非これを押し進めてほしいと要望した。支援人材については、チーム学校という観点から、教員だけでなく様々な人が子どもの育ちを支援していく必要性を述べた。

次に、いじめの解消の定義についての質問と共に、不登校解消率という新たな考え方を示された。不登校であったが登校できるようになったことを把握することによって、どういう要素が再び登校できるようになるのかという大きなヒントになるのではないかという指摘であった。

暴力行為が平成 26 年度から改善されてきていることに一定の評価はできるが、まだ数的には非常に多く、不登校、いじめという数値に表れていない困っている子どもや課題を抱えている子ども、家庭などを視野に入れる必要があるとの指摘であった。また、スクールカウンセラーを配置するということから、次の後期事業計画に関わり、スクールカウンセラーの質的な充実について、保護者への支援や教員との連携を含め、より充実と要望があった。

一人ひとりのニーズに応じた支援ということに関連して、小・中学校の不登校の引き継ぎができてきているのかについて、小・中学校間で行われているという回答があり、これに関しても、小中一貫教育や小中連携の中の今後の重要な指標が出された。

ウ 基本方針 8 について

- 資料 3 「基本方針 8 ≪安全で安心な学びの場をつくります≫」及び参考資料 3 「基本方針 8」により、事務局から説明。

- 質疑応答

(委員)

最近、体育館にモップ掛けを水でやって、放ったらかしにして、床が反り返って、部活で怪我するというようなニュースがあった。そのようなことも市町村と連携を取りながら対応していると思うが、そのあたりも聞かせていただきたい。

防災について 2 点。指標 53 (自然災害を想定した避難訓練の実施率) で説明いただいた通りほとんど 100%だが、そもそも防災は天候不良を含めた防災だと思うので、天候不良で実施できない場合の代替案を含んでという話はすごく心強い。よろしく願います。

「学校における防災の手引き」について、資料 2 ページの基本方向で、「学校における防災教育の手引き」の活用とある。参考資料の具体的取組 134 (防災教育の充実) には、目標が作成・普及となっている。作成・普及・活用、それぞれ段階があると思うが、このあたりを整理して話してもらえればもう少しわかりやすいかと思う。「学校における防災の手引き」を作成した後も、南海トラフ地震等、大規模な災害があっても対応できるよう、手引きの改訂等、きめ細かく対応されていてありがたく思っている。その手引きを見たが、地域との役割分担やシミュレーション例など、かなり充実している。夕陽丘の事例等があったが、地域社会と情報を共有し、連携協働していけるよ

う取り組んでいただきたい。

この中に「児童・生徒の災害時の引渡し」マニュアルがあったが、教員だけが知っている、保護者が知らないとなかなか困ったことになりそうなので、保護者にももっと周知して、全体で協力体制ができるような取り組みをして、普及・活用を進めてほしい。

(事務局)

参考資料に教材の作成・普及とあるのは、手引きが最初に出たのが26年の3月。それまでは作っていなかったもので、この目標を掲げた時には、作ること、それを普及することを目標とした。できたからには、それを活用していかなければならないというのが現在の考え方。委員からお示しがあったように、南海トラフのことも当時は入っていなかったもので、それを入れたもので平成28年の3月に改訂し、現在はこれを各校にすべて配って、先生方に防災教育の役に立てていただいている、実際に活用していただいているので、活用と記載した。

引渡しマニュアルについて、確かに先生が知っているだけでなく、そういう体制でそういうシステムで動いているということを保護者にも知っていただく方が、有事の際には当然役に立つ、スムーズに行くと思うので、今ご助言いただいたことも含めて、今後どのように活用していただくのか、考えていきたい。

(事務局)

モップ掛けの体育館の床の板が劣化して事故が起きるとのお話があったが、実は体育館の床材に木が使われており、その保護のためワックス樹脂を上にも多層にわたって何層にも重ね塗りをしている。それをもって、子どもが直接木の部分、床の板に当たらないようにしているが、このワックスは非常に水に弱い。最近劣化が進んでおり、休みの間に雨漏りがあって、体育館のフロアに雨が漏ってしまう。そうすると、水がたまった状態なので、その部分だけ樹脂がはがれたような形になって、そこに子どもが足で走り回り、それで削れてどんどん取れてしまう。今回新聞に出たのは、掃除で水拭きをしてしまったということ。これはおそらく先生が知らなかったと思うが、基本的にはワックスがけをした上で乾拭きしているので、このようなことは無いとは思う。

そういう事案についても、市町村に関しては、我々、公立学校の施設助成という形で、国の文科省の補助金を交付する業務をしているので、そういったところを通じて、いわゆる技術者の会議とか、いろいろな中で、都度、話をさせていただいている。

また、府立学校においては、子どもが手とか足にささくれが刺さってしまうケースがないように、学校から報告があった場合には、可能な限り予算の中で、劣化したところを一度削って塗り直しをする、という形で対応している。

(委員)

私からは大きく 2 点。一つは学校の老朽化対策等について。以前文科省にいた時、小・中・高校等の施設整備指針を作っていて、その時に言われたのは、当時平成 18 年ぐらいで、いわゆるバリアフリー新法が施行されて、それに基づいて、学校環境もバリアフリー化をいかに進めるかという観点と、支援教育の観点で、小・中学校においても支援教育に配慮した教室配置等を考えて、いろいろと作っていったのだが、いわゆる施設企画の立場の方と施設助成の方々からすると、それ以前にまず、耐震化がまだできていないとか老朽化の問題があるということで、そちらをもっと重視してくれという意見がでるなど、なかなか意見が絞り込めなかったのを今でも覚えている。老朽化対策とか耐震化が進まないと、学校のバリアフリー化は難しいと思いながら聞いていたので、ぜひ進めていただきたいと思っている。

その中で特に小学校・中学校でも課題になっているトイレについて。トイレの老朽化の中で、和式から洋式化について、府立高校においては洋式化をどのような形で進めていこうと思っているのか。全部洋式化するのか、それとも半分位だけしようとしているのか。今、和式トイレがなかなか生徒たちにとって使いにくいような状態の中で、どのように考えているのか。

2 点目は、保健体育課で話していただいた災害対策に関する対応策について。最近学校に行くと、災害の状況に応じて避難訓練をきちんと考えようということでは、例えば火災時や地震時でかなり対応は違うと思う。火災の時はできるだけ早急に避難できるところまで逃げようとするが、地震の時は、一旦、ガラスの破片がどこに飛んでいるか等、いろんな状況を把握してから外に出るという形であり、急いで逃げれば良いということではない。災害の状況によって、きっちりと使い分けていると改めて感じたところである。このような中で避難訓練等が行われているが、事務局が言ったように、震災とかも含めて、学校が避難所になるということもありうる。これは小学校・中学校含めてだが、避難所となる時がある。教員自身が、この避難所となることについて、もしかしたら学校の教員が当面の 2~3 日は対応しなければならないということもある。これに関して、自覚を持っている教員が少ない。これは阪神大震災の時も、東日本大震災の時もそうであった。自分たち自身が当事者になって初めて、3日も4日もずっと家に帰れないという状況になってしまったと思うが、学校の教員にとって、なかなか自覚がない中で、やはりきちんとしていかなければならないこともあると思っている。小・中学校は市町村の避難所に指定されているので必要であるが、それだけでなく府立学校にも、学校は避難所と思っている人が避難してくることや、生徒等を自宅に返せない時に一時的に避難させなければならないことも想定されるので、府立校の教員にもそのことを話をさせていただいたらありがたい。

(事務局)

老朽化対策の中で、近年は子どもの数が減ってきていることと、過去に、生徒の急増期に、学校を非常に数多く建てたが、それから30~40年経過して、老朽化が進み、当時建てた建物に手を入れないといけない時期に差し掛かっている。その中で耐震については目途がついたというのが全国的な状況。今、文科省の施設整備に関して、他の市町村を含めて、子どもの数が今後も減っていくという状況が明らかに数値で示されている以上、どこの団体でも再編統合といった、小・中・高等学校の全てにおいて、適正な学校の規模、数をどうしていくかが課題になっている。

併せてもう一点、環境改善、特にトイレ、空調。小・中学校においても、今はかなり空調の導入も進んでいる。その中で少しずつではあるが教室を増やしていく。トイレに関しては、学校のトイレは評判が悪い。大手のトイレメーカーが、共同して研究会を立ち上げ、トイレに関する研究、報告がされている。今でも6Kということで、「汚い」「暗い」「臭い」等と言われ、非常に人気がない。そのような中、なかなか対応が進み難い状況はあるが、耐震化を終えて、小・中学校も含めて徐々に環境改善にシフトしている。小・中学校は年々トイレの改修と併せて洋式化が進んでいる。ただ、洋式化として何%めざすのかについては、特に国からの指標とか基準値はないので、あくまでも自治体の判断になる。保護者等からの要請は洋式化の声が非常に大きく強くあり、可能な限り洋式化を考えている。中には洋式がダメという方もいるのも事実。100%ではなく、5つあるうちの4つを洋式にするとか、特定のフロアをすべて洋式にする。他のフロアに和式が残っているので、新しく替えるところは洋式化を優先的に進めていくという学校の希望があったりする。それぞれの状況を把握しながら実際に応じて進めていくという状況である。

トイレに関しては、前にLGBTの話があったが、多目的トイレとしてのニーズも強くある。単に洋式化だけでなく、個室化することによって、しかも性別の区別を無くしてしまうという形で、1階とか奇数階という形で、多目的用のトイレを設置していくことも併せて進めていきたい。

府立学校においては、高校は3年間で基本1系統において可能な限り洋式化を進めていくということで、現在1年目の取組みを進めているところ。

(事務局)

防災について、教員が状況を把握して、今逃げるのか逃げないのか、待つのかどうするのかは大事なこと。教員の自覚の問題ということについては、小・中学校と高校で少し様子が違う。

小・中学校は地元の避難所の指定を受けている所が結構多いので、日ごろからいざというときには、結構避難して来られるという意識を持っていると思う。

高校、府立学校に関しては、受け入れていない学校がいくつかあるので、そういっ

た点も含めて、教員にいざというときには頼られる立場にあるということを意識するためにも、このマニュアルを作っていたいただきたいと思います。

教員への研修については、高校、あるいは市町村によっては小・中学校に防災アドバイザーという方が研修をされる機会がある。初期の対応についての意識付け等、専門家から研修をしていただくことも含めて考えてまいりたい。

(委員)

環境整備について。昨日、生徒の生活満足度の質問をしたときに、ハード・ソフトの分析は特にはしていないという答えだったが、おそらく、このトイレの環境整備によって何らかの変化が見えるのではないかと思う。受益者にとっては、これは高等学校課がやっているとか施設財務課がやっているとかは、全く関係のないこと。環境が改善されることが、確実に毎日活用するトイレが整備されることが、一つの大きな数値が変化するのであれば、府民に対して、「このように環境整備を整えることによって生徒の満足度を高めることができた。では次はトイレではなくてこれだ。」というような形で理解を得ながら、ハード面の満足度もこれも立派な努力だと思うので、ソフトと同様に分析可能であれば、ぜひ、昨日事務局のほうでお答えいただいたような形で見える形にさせていただいてもいいのではないかと一層思ったところ。

これと関連して、小学校 1 年生の事例で、他府県の例だが、入学後の戸惑いワースト 5、要するに幼児教育から小学校に入った時の小 1 プロブレムといわれるようなことではなく、子ども自身が持つ戸惑いは何であるか。研修の中で各県に行くのだが、その中で必ず上がってくるのが和式トイレ。こんなことが子どもの一つの戸惑いになっている。学校に行きたがらない。先ほどの不登校のきっかけの一つが給食であったり、こういう施設設備の大きな環境移行の一つの物理的な要素と捉えた時に、施設設備というのも、大きな、子どもに対してのサポートになっていくと思っている。

2 点目の防災教育について。これも今のトイレと関わって、学校が避難先になるということは、トイレが整備されているということは、児童・生徒のみならず地域の方にも安心して活用していただける公的な施設であることを広くご理解いただける。1 点で見た環境の整備ではなく、広い視点でこのことがこれだけの効果を創出するということが理解いただけるような発信をしてほしい。今後も大阪府として、他府県からも子どもがたくさん転校してくるといった一つの要素になる。こんな時代なので、ホームページを見ていろんなことが情報になり、大いに 100%洋式と謳い上げられるようなことが平成 31 年度にはなるといいと、様々な視点で思う。

防災倉庫とか、防災用品の保管庫は必ずあると思うが、その備蓄食品は、5年の経過でほぼ消耗しないといけないと思う。そのあたり、どのようにしているのか。例えば、その時に児童・生徒に「これ5年で、もうちょっとで、1 カ月で期限が切れるから皆でいただきますよ。」というようなことも、一つの防災教育の視点であって、避

難ばかりが防災教育ではない。日常的に食品を無駄にしない、「これを防災の時に使わないでよかったね。」というようなことも含めて、今後の道徳教育とか心を育むことにもつながっていくのではないかと。様々な視点でその活用をお願いしたい。教育の中に横断的な教科の取組みというのが、今後も教育課程の中で特に言われているので、府の行政の中でも横断的な取組みという視点でも広げてもらえれば、なおありがたい。

(会長)【審議のまとめ】

防災について、より地域社会と連携して進めていくという「手引き」の作成・普及・活用について、取組みを評価していただいた。引渡しの手順など、より保護者にも周知することによって、活用につながるのではないかとという指摘があった。

体育館のモップ掛けの件については、体育館のワックス、樹脂はどうなっているのかについて説明があったが、これも、それぞれの学校の要望に応じていくという回答を得た。

学校の老朽化、耐震化の次に、バリアフリー化を進めていく必要があるのではという指摘をいただいた。

トイレの和式、洋式のご質問では、小・中学校はそれぞれ市町村の自治体の判断にもなるが、可能な限り洋式化で考えているという回答であった。

災害対策について、火災・地震の時に、教職員が避難所になるということの自覚が少ないのではないかとご指摘があった。これについての回答では、小・中学校と高校では少し違う。小・中学校は避難所に指定されていることもあり、自覚が当然マニュアルの中にも記載されているが、高校は指定されていない施設も多い。説明の中でもマニュアルを活用するということがあったが、より一層教職員の自覚を高めていきたいという回答であった。

環境整備が生徒の満足度を高めることも分析できるのではというご指摘があった。小1 プロブレムの入学後の戸惑いワースト5に和式トイレも含まれているので、どのように子どもの戸惑いを取り去っていくかということも、子どもが安心して生活できる学校の環境整備につながるのではという指摘であった。

防災教育について、保管庫に備蓄している食品は市町村の所管になると思うが、期限がくるものを期限前に食べるというようなことも、防災教育につながるのではという意見をいただいた。

(3) 閉会

○次回審議会は、7月31日(月)15時からである旨を事務局から説明した。